

2025年インド国家予算案

— 日系企業への税制上の影響 —

デロイト トーマツ 税理士法人 平山 真澄、Pawankumar Kulkarni、庄子 雄基

はじめに

2025年2月1日、インド財務大臣のニルマラ・シタラマン氏は、2025年インド国家予算案（以下「本予算案」）を発表した。インドは最も急速に成長している国である一方で、依然として世界各国ではネガティブなニュースも見られる。世界的な保護貿易主義の台頭、地政学上の紛争などによりサプライチェーンが混乱し、インド経済を含む成長中の経済全体に大きな影響を与えている。インド経済は、成長率の鈍化、サプライチェーンの混乱、脱グローバル化、株式市場の下落、製造業の低迷/企業投資の減少、失業率の上昇、賃金の伸び悩みによる支出の減少、インフレといった逆風に直面している。予算案発表前の経済調査では、世界的な不確実性の中、GDP成長率は6.3～6.8%と予測されていた。

全ての予算は、地政学のおよびマクロ経済の動向に影響を受ける。本予算案における提案は、実用的かつ進歩的であり、大胆で包括的なものとなっている。政府は、消費の促進、投資の増加、インフラの拡充、成長とイノベーションの推進に向けて可能な限りの手を打っている。本予算案は、成長、消費、投資、貯蓄、所得、中小企業（MSME）、業界規制緩和、インフラ、イノベーション、雇用、スキル開発、財

政赤字と統合、農村、中間層、女性、貧困層、農業、都市開発、スタートアップ、資本および民間投資、ビジネス環境の改善、観光、保険、製薬、医療、教育、製造業など、経済のあらゆる側面を網羅している。要するに、誰にとっても何かしらの恩恵がある予算である。政府は、現状を把握し、統制していることを示すため、幅広く詳細な提案を打ち出した。本予算案のロードマップは、経済の勢いを加速するための強固なものとなっている。それにもかかわらず、政府は2025年度の財政赤字をGDP比4.8%と見積もっており、以前に公表された予算見積りの4.9%よりも低い水準に設定している。政府は、2026年度には財政赤字をGDP比4.4%まで縮小し、財政統合に向けた取組みを継続する意向である。

本稿では、インド連邦予算で発表された主要な税務および規制の提案を要約する。なお、これらはあくまで本稿執筆時点（2025年2月28日時点）での提案であり、インド議会による承認および議会の同意を経て、正式決定される予定である（2025年3月末頃の見込み）。また、本稿で取り上げる意見などは、執筆者の個人的見解である。

日本企業の関心の高まり

近年、日本企業および投資家はインド市場への関心を高めており、その視点を見直し始めて

いる。日本政府、各都道府県、業界団体の代表を含む日本からの訪問者が増加しており、企業

にとって有益な情報を収集し、インドのビジネス環境への理解を深めるため訪印している。この関心の高まりは、日本貿易振興機構 (JETRO) や、国際協力銀行 (JBIC) が実施した調査の結果からも明らかである。これらの調査結果を踏まえると、近い将来、日本企業のインド進出が急増することが予想される。日本の製造業企業にとって、中期的な海外事業展開の有望市場

として、インドは3年連続でトップの座を占めており、中国は3位に転落した。JETROの最新調査によると、回答した日本企業の80%が、今後2年間でインドにおける事業拡大に関心を示している。

本予算には、日本企業にとって関連性の高いポイントが数多く含まれている。本稿では、日本企業の視点から最も重要な提案を取り上げる。

2025年インド国家予算案のハイライト

1. インドの「タックス・アグレッシブ」なイメージを覆す ー「まずは信頼、その後精査」

インドは、世界的に「コンプライアンス重視かつ税制がアグレッシブな国」と見なされることが多い。多くの法律やコンプライアンス要件、裁判所の判例の相違、手続き上の課題、頻繁な規制変更などにより、税務訴訟は一般的な懸念事項となっている。訴訟は、予期せぬ税コストをもたらす、外国投資家にとっては歓迎されるものではない。そのため、政府は代替的な紛争解決メカニズムの推進、税制の簡素化、適時のガイダンス提供などを通じて、税務訴訟を減らし、税務の確実性を高めるための努力を続けてきた。しかし、地方レベルの税務当局は依然として厳格な姿勢を維持している。

インドは発展途上国であり、税収は予算収入の重要な部分を占めている。開発活動の資金として活用されるが、インドの税収対GDP比は約11~12%であり、30%以上の先進国と比べると低水準にある。税収を増加させるためには課税漏れを防ぐ必要があり、その結果として多くのコンプライアンス要件や規制が導入されている。これが、日系企業をはじめとする誠実な納税者にとっての負担となり、フラストレーションの原因となっている。インドがさらなる投資を呼び込むためには、国際的な認識を変えることが不可欠であり、そのためには適切なバ

ランスを見出す必要がある。

移転価格税制は、関連会社間の国際取引に適用されるものであり、外国企業がインドで事業を展開する際の主要な税務訴訟の要因となっている。税務当局は、取引が独立企業間価格 (アームズ・レングス価格) に基づいているかを厳しく精査し、乖離がある場合には訴訟に発展することが多い。また、外国企業にとってのもう一つの主要な課題は、恒久的施設 (PE: Permanent Establishment) に関する問題である。

今回の予算において、インドの財務大臣は、明確に「まず信頼し、後に精査する (Trust First, Scrutinize Later)」という方針への転換を表明した。これは、外国企業にとって大きな安心材料となる。今後、インドの税務当局が、実際にこの姿勢の変化を示すかどうか、引き続き注視する必要がある。

2. 新所得税法

財務大臣は昨年の予算演説において、1961年に制定されたインド所得税法の包括的な見直しを発表していたが、今回の予算で、その改正が正式に確認された。新たな税制法案は、「まず信頼し、後に精査する (Trust First, Scrutinize Later)」という理念に基づき、税務の確実性を高め、訴訟を削減することを目的としている。

解 説

この新税制法案は、予算会期中に国会に提出され、財務常任委員会（Standing Committee on Finance）でさらなる審議が行われる予定である。同委員会は、2025年7月に開催予定のモンスーン会期（インドにおける国会の定期会期の1つ）の初日までに報告書を提出することが求められている。また、新税制法案の意図やアプローチを明確にするための補足（FAQ）も発表された。

インドの所得税法は、約60年以上の歴史を持つ。この間、社会構造、ビジネスモデル、金融取引、技術の進歩など、多くの変化があった。現在の税法は、インド共和国として独立し、黎明期にかけて特有の課題に直面していた時代に制定されたものである。技術やビジネスモデルの変化を踏まえ、またビジネスコミュニティの利益を考慮すると、これまでの度重なる改正で膨大かつ複雑化した現行税法を全面的に見直すことは不可避である。現行税法は、一般市民にとって理解しづらく、混乱を招いている。さらに、すでに廃止された税目に関する条文も存在している。

新税制法案の主なポイント

- **実質的な変更なし**：税率、税ベース、税務居住者の定義、税政策、みなし規定などに変更はなく、納税者にとっての予測可能性が維持される。
- **言語の簡素化**：法的専門用語や不要な条文を削減し、現行法の約半分の分量に短縮。条文の整理も進められた。さらに、文章による記述の代わりに、表や数式を活用することで、より分かりやすくなった。
- **可読性と明確性の向上**：主要な税制優遇措置を個別の一覧表（法律の補足規定）に整理し、視認性を向上。
- **「税年度（Tax Year）」の導入**：「課税年度（Assessment Year）」および「前年度（Previous Year）」という従来の概念に代わり、

「税年度」という新たな概念を導入。これは、国際的な税法において広く用いられている概念であり、納税者の混乱を減らすことが期待される。

- **訴訟の削減**：「まず信頼し、後に精査する」アプローチに基づき、政府の「最小限の介入、最大限のガバナンス（Minimum Government, Maximum Governance）」の理念を反映。
- **租税条約・国内法で定義されていない用語の解釈に関する明確化**：租税条約上、未定義の用語の解釈について、明確な優先順位を設定。また、中央法（税法・非税法問わず）を参照できることを明記し、司法の原則（例：「著作権」「不動産」の定義など）と整合性を取った。
- **コンプライアンス負担の軽減はなし**：外国投資家はコンプライアンス負担の軽減を期待していたが、新税制法案では変更はなかった。税務コンプライアンス義務は、現行法と同様に維持されている。新税制法案は税收中立であり、外国投資家にとっての実質的な影響は限定的と考えられる。

3. セクターの規制緩和

財務大臣ニルマラ・シタラマン氏は、インドにおける「ビジネス環境の改善（Ease of Doing Business）」を促進するため、高レベルの規制改革委員会を設置すると発表した。予算案の発表において、シタラマン氏は同委員会の役割として、古い法律の見直し、柔軟かつ親和的で、信頼に基づいた規制枠組みの構築を挙げた。

シタラマン財務大臣は、「非金融セクターにおける全ての規制、認証、許認可の見直しを行うため、高レベルの規制改革委員会を設置する」と述べた。

また、同委員会には州政府も参加し、規制改革の取組みに貢献すると説明した。委員会は設置後、1年以内に報告書を提出する予定である。

4. 100以上の法規制の緩和化に向けたビジネス改革

インドはコンプライアンスを重視する国であるが、投資家の意識を変え、よりビジネスに適した環境を整えることを目指している。政府は自己規律型のガバナンスモデルへと移行しつつあり、投資家がコンプライアンス対応に追われるのではなく、本業に集中できるよう、さまざまな規定の緩和化を進めている。

2025年国家予算案を発表する際、財務大臣のニルマラ・シタラマン氏は、ビジネス環境の改善を促進するために、さらに100以上の時代遅れの法規定を緩和化する「Jan Vishwas Bill 2.0（ジャン・ヴィシュワース法2.0）」を導入する方針を明らかにした。この発表は、以前、2023年に制定された「2023年Jan Vishwas（改正規定）法」の成功を受けたものであり、同法では180以上の法規定が緩和化された。2023年Jan Vishwas（改正規定）法では、著作権法、商標法、特許法、地理的表示に関する法律の条項が緩和化され、軽微な違反に対する刑事罰が、金銭的な罰則に置き換えられた。

専門家によれば、Jan Vishwas Bill 2.0は、さまざまな法律における軽微なコンプライアンス違反を緩和化し、ビジネス運営の簡素化を図ることが期待されている。例えば、2013年会社法に基づく遅延申請のような手続上の不備は、刑事罰ではなく民事罰に変更される可能性があり、また、GST（物品・サービス税）の申告遅延などの税務違反も、行政上の違反とし

て扱われる可能性がある。さらに、この法案は農業、労働、商業などの分野にも適用され、1940年医薬品・化粧品法や、2006年食品安全基準法の改正が含まれるとみられる。特に、一定の違反の処理を裁判所ではなく指定当局に移管することで、軽微な違反に対する懲役のリスクを軽減することが重要な特徴となる。

この取組みは、インドの投資家コミュニティや上訴制度に大きな負担をかけている訴訟件数を削減することも目的としている。また、その影響は多方面に及び、ビジネスや投資の活性化、規制リスクや法的不確実性の低減による起業の促進、さらにはインドのビジネス環境改善の取組みと整合し、国内外の投資を呼び込む効果が期待される。特に、国際投資家は、コンプライアンスリスクが低く、法制度が予測可能な国を好むため、外国直接投資（FDI）の増加にも寄与する可能性がある。

しかし、これらの改革の成功は、適切な実施と、規制監督のバランスを維持することにかかっている。適切に実行されれば、Jan Vishwas Bill 2.0は、インド経済の競争力を高め、より包摂的で、法的に効率的な環境をもたらす可能性がある。

5. 法人税率の変更なし

外国法人および内国法人に対する所得税率に変更はない。適用される実効税率は以下の表の通りである。

解 説

会社の種類		所得INR 1,000万まで		所得INR 1,000万以上 INR 1億まで		所得がINR 1 億以上	
		通常規定	最低代替税 (MAT)	通常規定	最低代替税 (MAT)	通常規定	最低代替税 (MAT)
内 国 法 人	通常税率	31.20%	15.60%	33.38%	16.69%	34.94%	17.47%
	FY22-23の売上高が INR40億までの場合	26%	15.60%	27.82%	16.69%	29.12%	17.47%
	税制上の優遇措置や免除 を受けない場合	25.17%	該当なし	25.17%	該当なし	25.17%	該当なし
	新設の製造会社 (2016年3月1日以降に 設立された会社)－税制 上の優遇措置や免除を受 けない	26%	15.60%	27.82%	16.69%	29.12%	17.47%
	新設の製造会社 (2019年10月1日以降に 設立され、 2024年3月 31日までに製造を開始 した会社)－税制上の優 遇措置や免除を受けない	17.16%	該当なし	17.16%	該当なし	17.16%	該当なし
外国法人		36.40%	15.60%	37.13%	15.91%	38.22%	16.38%

多くの日系企業が、インドへの新規進出や事業拡大のため、新たな製造会社の設立を計画している。これらの企業は、15%の優遇税率の適用期限が延長されることを期待していたが、3年連続で延長されなかった。つまり、2024年3月31日以降に設立された製造会社は15%の税率を適用できない。今後設立される新規企業は、実効税率26%の法人税率（および適用されるサーチャージとセスを加算）をベースに適用することとなる。

6. Pillar Two（第2の柱）ルールの導入はなし

世界的な税制改革の一環として、Pillar 2（グローバル最低税率15%の導入）の発表が最も期待されていたが、今回の予算では導入の発表はなかった。インドは、現時点で早急に国内税法にPillar 2を組み込む意向はなく、その発表には少なくとも、もう1年は待つことになり

そうだ。インド政府は、すでにPillar 2を導入した他国の法制度の展開を観察しながら、適用方法を慎重に検討している可能性がある。

7. 新たな移転価格（TP）監査の導入

もう一つの重要な提案として、新たな移転価格（TP）監査の導入が挙げられる。国際基準に沿い、3年間のブロック期間（Block Period）に基づくTP監査が提案されている。これにより、税務調査官は、TP当局が決定した独立企業間価格（ALP）に基づき、納税者の所得を再計算することが義務付けられる。

8. セーフハーバー規則の適用範囲の拡大

移転価格（TP）に関するセーフハーバー規則の適用範囲を拡大する提案が発表された。詳細については、今後の政府発表を待つ必要がある。

9. 合併時の税損失の取扱いの変更

2025年4月1日以降に行われる合併や事業再編に関して、被合併法人（吸収される会社）の税損失は、合併法人（吸収する会社）に引き継がせることができる。ただし、その引き継ぎは、被合併法人がその損失を発生させた年から数えて8年間のみとなる。

これまでの取扱いでは、合併後に税損失が新たに8年間使えろと考えられていた。しかし、この新提案が適用されると、そのような取扱いができなくなり、損失を発生させた年をベースに適用期間が計算されることとなる。

10. 非居住者向けの推定課税制度の導入

インド政府は、半導体設計、製造、技術開発の世界的ハブを目指すというビジョンの下、電子製造施設の設立を支援するため、非居住者向けの推定課税制度を導入することを提案した。

この制度では、インド国内企業に対し、技術やサービスを提供する非居住者の総収入の25%を課税所得とみなす。これにより、実効税率は10%未満となる。

この点に関するFAQ（よくある質問）の発表では、この制度が技術者の派遣にも適用されることが明確にされた。さらに、指定された電子製造ユニット向けに、部品を保管する非居住者に対するセーフハーバー措置も導入される予定であるが、詳細は今後の発表を待つ必要がある。

11. 政府系投資ファンド（SWF）および年金基金に対するキャピタルゲイン税の優遇措置

インフラ資産への投資を行う政府系投資ファンド（SWF：Sovereign Wealth Funds）および年金基金に対する税制優遇措置が5年間延

長された。

また、未上場の債券資産（24か月以上保有）に関するキャピタルゲイン税の免除が適用される。

これまで、SWFや年金基金によるインドへの投資に対する税制優遇は、2020年に導入され、2025年3月31日までの適用が決定されていたが、今回の改正により2030年3月31日まで延長されることとなった。

SWFや年金基金によるインド市場への投資はまだ発展途上であり、さらなる投資の余地があると考えられている。

12. 国際金融サービスセンター（IFSC）への税制優遇措置

インド政府は、IFSC（国際金融サービスセンター）における事業誘致を促進するため、以下の税制優遇措置を拡大することを提案した。

- IFSCユニットの税制優遇措置の適用期限を2030年3月31日まで延長。
- IFSCの保険会社が非居住者に支払う生命保険金（ボーナスを含む）は、保険料の支払条件に関係なく非課税とする。
- IFSCでの船舶リースを行う非居住者またはIFSCユニットに対し、キャピタルゲイン税および配当所得税の免除を適用。
- IFSCの金融会社または金融ユニットが、インド国外の証券取引所に上場しているグループ本体または主要企業に対して提供する貸付や資金供与は、配当所得として扱わない。
- IFSCに所在するファンドマネージャーに適用される一定の要件を緩和。
- IFSCの外国ポートフォリオ投資家が取引する特定のデリバティブ商品の譲渡所得は、非課税とする。

おわりに：外国投資誘致と成長促進を目的とした税制改革

2025年インド国家予算案は、経済成長の促進に焦点を当て、外国投資を呼び込むための改革を強化する内容となっている。特に、IFSCにおける税制優遇措置の拡大は、外国企業にとっての投資機会を広げる狙いがある。

さらに、電子機器製造支援のための推定課税制度の導入により、非居住者に対する実効税率を8.75%（サーチャージ・教育セスを除く）に設定し、インド企業に高度な技術を提供するインセンティブを設けた。これは、政府が推進す

る「Make in India」政策の一環と考えられる。

また、日系企業にとっては、財務大臣が提唱する「まず信頼し、後に精査する（Trust First, Scrutinize Later）」という方針の実現性が注目される。新たな税制法案は、税務の透明性と確実性を高め、企業の意思決定を支援する役割を果たすことが期待される。

本稿が皆様のインド事業の一助になれば幸いである。